

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		排水設備指定工事店の指定の取消し等
根拠条例・規則名		さいたま市下水道排水設備指定工事店条例
条 項		第 6 条 第 1 項
所 管 部 課		建設局 下水道部 下水道維持管理課 (電話：048-829-1559)
処 分 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	さいたま市下水道排水設備指定工事店等の指導・処分に 関する措置要綱 別添 1 のとおり
	設定等年月日	平成 22 年 11 月 10 日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		

別添 1

指定工事店に関する事項

措 置 要 件	措 置 内 容
<p>1 下水道に関連する法令・条例・規則違反（指定工事店条例第 6 条第 1 項第 1 号）</p> <p>(1) 正当な理由がなく、工事完了後、5 日以内に「排水設備等完成届」の提出がないとき。</p> <p>(2) 管理者の「排水設備等計画確認書」を受けずに排水設備等の工事を行ったとき。(管理者が認めた場合を除く。)</p> <p>(3) 取付管を下水道本管(人孔を含む)に無断で接続したとき。</p> <p>(4) 工事施工の申し込みを受けたときに、正当な理由がなく拒んだとき。</p> <p>(5) 工事契約の際、工事金額、工事期限その他必要事項を明確に示していないとき。</p> <p>(6) 指定工事店の名義を他の業者に貸与したとき。</p> <p>(7) 工事の全部又は大部分を一括して第三者に委託又は請け負わせたとき。</p> <p>(8) 責任技術者の監理のないまま設計及び施工したとき。</p> <p>(9) 排水設備工事の検査に市から責任技術者の立ち会いを求めた際、これに応じなかったとき。</p> <p>(10) 指定工事店に関する届出義務を怠ったとき。</p> <p>(11) その他違反があったとき。</p>	<p>文書注意 文書警告 資格停止</p> <p>文書注意 文書警告 資格停止又は指定取消し</p>
<p>2 指定要件の欠如（指定工事店条例第 6 条第 1 項第 2 号）</p> <p>(1) 埼玉県内に営業所がなくなったとき。</p> <p>(2) 専属の責任技術者がいなくなったとき。</p> <p>(3) 工事に必要な設備及び器材を有しなくなったとき。</p> <p>(4) 工事業者（法人にあっては代表者、役員）が成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者の通知を受けたとき。</p> <p>(5) 工事業者（法人にあっては代表者、役員）が指定条例第 15 条第 1 項の規定により責任技術者としての登録を取り消され、その取消しの日から 2 年を経過していないことが判明したとき。</p> <p>(6) 指定条例第 6 条第 1 項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から 2 年を経過していないことが判明したとき。</p> <p>(7) その業務に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由が生じたとき。</p>	<p>指定取消し</p>

措置要件	措置内容
3 正当な理由がなく市長が行う職務上の指示に従わなかったとき。(指定工事店条例第6条第1項第3号)	
(1) 資格停止の処分に従わないとき。	指定取消し
(2) 文書警告の指導に従わないとき。	資格停止 指定取消し
(3) 検査の結果、不合格となった場合、その改修の指示に従わないとき。 (4) 違反行為等に起因して発生した問題の解決の指示に従わないとき。 (5) その他市長が行う職務上の指示に従わないとき。	文書注意 文書警告 資格停止 指定取消し
4 指定工事店として不正な行為があったとき。(指定工事店条例第6条第1項第4号)	
(1) 虚偽の指定申請書を提出し、不正な手段により指定を受けたとき。	指定取消し
(2) 指定工事店に関する届出内容に不正があったとき。 (3) 不当に高い工事費を請求し、又は受領したとき。 (4) その他不正な行為があったとき。	文書注意 文書警告 資格停止 指定取消し
5 市長が指定工事店として不適格と認めるとき(指定工事店条例第6条第1項第5号)	
(1) 工事に関連し、詐欺、横領その他これに類似した背任行為を行ったとき。 (2) 禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により、公訴を提起され有罪の判決を受けたとき。 (3) 指定工事店が独占禁止法違反、談合及び競売入札妨害等により本市の入札参加資格者名簿登録業者として処分を受けたとき。	資格停止 指定取消し
(4) 工事に関連し、市民、市職員又はその他第三者に対し、暴行若しくは脅迫を行ったとき。 (5) 市民に対し、誤解や迷惑を与えるような不誠実な言動があったとき。 (6) 工事の安全管理を怠り、事故を生じさせたとき。 (7) 営業所(指定要件に該当する営業所)に従業員を常置せず、市民又は市職員等との連絡を円滑にしないとき。 (8) その他指定工事店として不適格と認めるとき。	文書注意 文書警告 資格停止 指定取消し